

# お茶の京都 11月26日(日)

## 松花堂茶会

市の特産である碾茶を使った抹茶でお茶会を開催。庭園内にある3つの茶室(松隠、梅隠、竹隠)に本席、美術館別館に副席を設けています。紅葉の美しい庭園とともに、心を込めたおもてなしをお楽しみください。

**特産**  
碾茶で  
おもてなし

**時間** 午前10時  
**場所** 松花堂庭園・美術館  
**茶席料** 共通券4500円  
(本席、副席「立礼席」、点心)ほか

その他 八幡産「水出し碾茶」のふるまい有。文化協会による陶芸、絵画、書道、華道などの作品展も開催。  
◆申し込み・問い合わせ  
松花堂庭園・美術館  
(0981-0010)

## 四季彩館

5種類のお茶の味や香りなどから銘柄を当てる「茶香服大会」の参加者を募集します。上位入賞者等には、素敵なプレゼントがあります。

**時間** 午後1時  
**場所** やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」  
**内容** 碾茶、玉露、煎茶を使った茶香服大会  
**定員** 40人(要申込。先着順)  
**参加費** 無料  
**実施主体** J.A.京都やましろ都々城茶生産組合  
◆申し込み・問い合わせ  
10月16日(月)から農業振興課

### 茶香服大会 参加募ります

## お茶で一服

「お茶の京都博」の開催にあわせ、お茶に関連した話題を平成30年2月号まで連載します。第7回は、「茶人・松花堂昭乗」についてです。

八幡ゆかりの人物で、松花堂昇当の起源にもなっている松花堂昭乗(1584~1639)は、非常にマルチな人物でした。石清水八幡宮の寺坊・瀧本坊の住職をつとめた社僧、また、本阿弥光悦・近衛信尹と並んで「寛永の三筆」

## 茶人・松花堂昭乗



松花堂昭乗自画像写

## 茶文化に多大な影響

と称された書家、たくさんの人にその作品が愛された絵師など、多くの顔を持つ昭乗は、どの分野でもハイレベルな才能を発揮しました。さらに、茶人としても有名です。茶の湯が、今以上に社交の場としての役割を担っていた江戸時代初期、昭乗は、一服のお茶を通して様々な人々と交流しました。その範囲は、昭乗の茶の湯の師とされる小堀遠州のほか、後陽成天皇の子である近衛信尋など、公家・武士・町人など幅広く、いずれも当時一流の文化人たちです。また、昭乗が使っていた茶道具は、瀧本坊に伝わるものを含め、のちに「八幡名物」と呼ばれて好まれました。昭乗は、書や絵画だけでなく、茶会に参加してみませんか。

◆問い合わせ 松花堂庭園・美術館(0981-0010)

## これからの徒然草

**日時** 10月13日(金)午後6時30分~8時  
**場所** 文化センター小ホール  
**定員** 200人※事前申込み不要。  
**講師** 山折 哲雄さん  
(国際日本文化研究センター名誉教授・第一回徒然草エッセイ大賞選考委員長)

**参加費** 無料  
**内容**  
1部: 講演「これからの徒然草」  
2部: 山折哲雄さんと堀口文昭市長との対談  
その他 駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。  
◆問い合わせ 社会教育課

## 公的年金から市・府民税を徴収

### 年金特別徴収について

年金特別徴収とは、65歳以上(4月1日時点)の人の公的年金に係る市・府民税・府民税を年金支給時(年6回)に年金から引き落とし、市に納付する制度です。  
▼特別徴収の初年度  
10月から新たに年金特別徴収の対象となる人(4月1日現在65歳以上で、介護保険料が年金特別徴収となっている人)は、年金に係る市・府民税の年税額のうち1期・2期を今までどおり納付書または口座振替で納め(普通徴収)、残りの税額を10月、12月、2月の3回に分けて、年金から引き落とし(特別徴収)します。この制度は、納税方法を変更するもので、市・府民税の税率や税額が変わることはありません。

2年目以降は、前年度の年税額の1/2相当額を4月、6月、8月の3回に分けて仮徴収し、6月にその年度の市・府民税額が算定されたら、年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの税額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金から特別徴収します(本徴収)。

◆特別徴収が中止になる場合  
次の①から⑤のいずれかに該当する場合には特別徴収が中止され、納付書か口座振替による納付(普通徴収)に変更となります。  
①介護保険料の年金からの特別徴収が中止となった  
②年度途中で転出した  
③死亡した  
④税額に変更があった  
⑤1回あたりの特別徴収税額が年金から介護保険料を差し引いた残りの受給額より大きくなった  
※ただし、年金からの特別徴収中止処理までに時間がかかるため、中止の時期により、特別徴収される場合がありますが、特別徴収された税額は、後日還付されますので、ご了承ください。  
※④については、一定の要件の下、特別徴収が継続されます。  
◆問い合わせ 課税課

## 都市計画道路のルート変更等に関する説明会



橋本南山線、橋本駅前線等都市計画道路のルート変更、橋本駅前整備についての説明会を開催します。  
**日時** 10月28日(土)午後2時~  
**場所** 橋本公民館  
※お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。  
◆問い合わせ 都市整備課

## 市税は納期内に納付を

市・府民税(第3期分) 納期限は 10月31日(火)

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に取扱金融機関またはコンビニなどで納付してください。納期限が過ぎた場合は、督促状が送付され、徴収権限が「京都府地方税機構」に移ります。

◆口座振替が便利  
申し込みは、市税取扱金融機関  
◆問い合わせ 納税課

## 宝くじ助成金でテントを整備

男山第3住宅管理組合は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施しているコミュニティ助成事業(宝くじ助成金)を活用して、テントの整備を行いました。  
◆問い合わせ 市民協働推進課

## お茶の京都博

10月・11月のEvent

**宇治茶博@文化**  
~「宇治茶まつり」~  
10月21日(土)・22日(日)  
10:00~16:00  
【場所】宇治市内(橋の島、橋島、黄檗山萬福寺、周辺商店街ほか)  
さまざまな切り口の空間やもてなしを大規模に展開し、楽しみながら茶文化に興味を持っていただくイベント。  
075-414-4529(京都府企画課)

**宇治茶博@産業・国際交流**  
2017年11月10日(金)・11日(土)  
10:00~17:00  
【メイン会場】文化・バルク城(京都府城陽市守田今里1)【サブ会場】福寿園CHA 遊学パーク(京都府木津川市相楽台3-1)  
新たなビジネスへのきっかけとともに、海外の茶文化や多様な宇治茶の体験を通じて、宇治茶の価値を再発見し、茶産業の振興を図るイベント。  
075-414-4944(京都府産産課)

**宇治茶 世界文化遺産**  
シンポジウム  
2017年11月12日(日)  
10:00~12:30  
【場所】同志社大学 京田辺キャンパス 書道館K201  
(京都府京田辺市多々羅)  
千玄室氏による「お茶と世界遺産」をテーマにした基調講演、熊倉功大氏等によるトークセッション同志社大学茶室による抹茶など。  
事前申込は11月まで(075-284-0173) 074-64-1319(京田辺市産業振興課)

**カブキモノ茶宴**  
2017年11月4日(土)・5日(日)  
10:00~16:00  
【場所】久御山町役場1階ロビー(京都府久御山町扇田3-38)  
「久御山流黄金の茶宴」で「お茶の京都博」を1日限りで開催。  
075-631-9964(久御山町産業課)

**へうげもの茶宴**  
in みかのぼら  
2017年11月3日(金)・4日(土)  
10:00~16:00  
【場所】桂川宮(京都府木津川市加茂町御所)  
楽しい企画がいっぱいの「お茶のテーマパーク」を1日限りで開催!  
0774-75-1216(木津川市観光工務課) ※遠路へうげもの1と当日イベント企画との開催はございません

◆お問い合わせ お茶の京都博実行委員会事務局(京都府企画課) 075-414-4529 詳細は「お茶の京都博」HPへ! (ochakaku.kyoto)